15.9.11
48

五堀日産造業組合

勞働爭議調査表

（B）

一、發生月日　七月廿七日
二、解決月日　八月九日
三、原因

五堀日産造船業組合に於ては七月廿五日組合と妻茂表一郎、二名の役員間係の立業勢力獲取目的として現在の勞働賃金の引下げ及現在人名の勞働者中、六名を解雇したことの決議をなしたるに対し勞働者の繁組合員の中より北條国勝なる者を委員、金納日今国勞働組合に対抗方強出を会社今に於ては組合員に低賃金額を組合員に加入せしめ矢上組合に対抗するものとなれり。

四、要求事項

勞働者側よりの善後策に関し北條ノ立、賃金の他下及勞働者の解雇の飽迄反対ノ決議を条件として組合側に通知を以て其に更に毎日給造船業者より支出せる居る手拍物、加日国鉄の従来組合ノ経費等に使用し勞働者に対し金を支給せざるべき不当に付き其ノ金額を勞働者に引渡すべきこの要求を提出せり

五、解決事項

一、五堀日産造船所の組合と取扱いに先ずこの特約入。
但し右是ノ場合の相方仲介ノ立造船業ノ方法を探ることを得